

法人名：(財)青森県生活衛生営業指導センター

# 法人の概要

平成 14年 7月 1日 現在

法人の名称	(財)青森県生活衛生営業指導センター	代表者職氏名	理事長 山本 昭三	所管課	薬務衛生課
設立年月日	58年 3月 31日	事務所の所在地 (電話番号)	青森市堤町二丁目 1番 2号 石塚ビル 3階 017-722-7002		

## 組織構成

理事 役員数	常勤 1 名	(県派遣) 名	(県OB) 1 名	非常勤 10 名	合計 11 名
監事 監査役数	常勤 名	(県派遣) 名	(県OB) 名	非常勤 2 名	合計 2 名
職員数	常勤 3 名	(県派遣) 名	(県OB) 1 名	非常勤 名	合計 3 名

臨時職員は非常勤に含む。

## 基本財産・資本金等

	うち県の出資等額		県の出資等比率
基本財産・資本金	5,160 千円	1,500 千円	29.1 %
基金	千円	千円	%
合計	5,160 千円	1,500 千円	29.1 %

## 主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)

氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)
1 青森県	1500	29.1
2 県理容生衛組合	445	8.6
3 県美容業生衛組合	384	7.4
4 県社交飲食業生衛組合	350	6.8
5 県料理飲食業生衛組合	310	6
6 県旅館ホテル生衛組合	286	5.5
7 県すし業生衛組合	247	4.8
8 県公衆浴場業生衛組合	238	4.6
9 県クリーニング生衛組合	237	4.6
10 県食肉生衛組合	234	4.5

## 会員数(社団法人対象)

区分	正会員	賛助会員	その他の会員	合計
法人				0
個人				0

## 寄付金に関する減免措置

特定公益法人の有無	有 (年 月より)	無
指定寄付金の有無	有 (年 月 日~年 月 日)	無

## 組織図 (簡略に記入するか別紙で添付してください。)



<p><b>設 立 目 的</b></p>	
	<p>生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年法律第164号。以下「法」という)に基づき、青森県における生活衛生関係営業 (法第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。)について、経営の健全化及び振興を通してその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。</p>
<p><b>設 立 の 背 景</b></p>	
	<p>理・美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業及び飲食店営業等の生活衛生関係営業 (以下「生衛業」という)は、それぞれ理容師法、クリーニング業法あるいは食品衛生法等個別の業法によって主に公衆衛生の見地から特別の衛生指導が行なわれている。生衛業の多くは経営基盤が脆弱な中小零細企業であり、とすれば大企業の進出や業者間の過当競争によって経営が不安定に陥り、引いては適切な衛生水準の維持向上が阻害される傾向にある。このような状況から生衛業の健全な経営の確保を図り、これにより公衆衛生の維持増進を期するため、厚生労働省は昭和32年に制定された生衛法に基づき生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の設立促進に努め、これらの組合を通じて営業者の自主的活動の促進を図ってきましたが、昭和50年代に入ると生衛業を取巻く経営環境は、営業施設の増加による過当競争や大企業の進出による事業分野の紛争が生じるなどますます厳しく、このような諸情勢に対応し生衛業の振興及び経営の安定を図るため昭和54年法律改正により都道府県生活衛生営業指導センターの設立が法制化されたことにより(財)青森県生活衛生営業指導センターは昭和58年設立し、事業に要する経費について国、県からの補助を受け生衛業の振興と消費者の利益の擁護を図るため各種の指導事業並びに調査事業を実施するものである。</p>
<p><b>事 業 内 容</b></p>	
	<p>(1)生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談と指導  (2)生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導  (3)標準営業約款に関する登録  (4)生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の開催又はそのあつせん  (5)生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集、提供  (6)生活衛生関係営業の振興のための事業  (7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>

# マネジメント

## 1 経営理念、中長期経営計画

### (1)経営者の経営理念・基本目標等

当財団は県内の生活衛生関係営業について経営の健全化及び振興、衛生水準の維持向上と利用者の利益の擁護を図ることを目的として設立され、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関し、各種の相談指導事業を実施することにより、経営基盤が脆弱で中小零細企業の占める割合が多い県内生活衛生関係営業者の経営の安定と業界の発展に寄与する。

### (2)平成13年度における経営者の経営目標の達成度の自己評価

事業計画に基づき、県内の生活衛生関係営業の衛生設備の改善向上と経営の近代化及び活性化のため、経営、衛生、税務等の相談指導、講習会の諸事業を実施した結果、経営に対する知識の充実を図ることができた。

### (3)平成14年度における経営者の経営目標

生活衛生関係営業(理容業、美容業、旅館業)の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。従来のリーフレットや広報紙に加え、生活衛生営業関係営業について広く県民に浸透させるため、今年度はホームページを開設し、広報を実施する。さらには経済社会の変化や高齢化の進展に伴って消費者ニーズも多岐にわたっている現状に鑑み、生活衛生関係営業が地域福祉の増進にどのような貢献ができるか検討し、新たな経営基盤の構築を図る。

### (4)中長期経営計画の状況

計画の策定状況	( 年度 ~ 年度 )	昨年度までに策定済 (中・長期経営計画進捗状況調を添付すること)
		今年度策定 (中・長期経営計画書を作成し次第提出すること)

## 2 事業内容等

### (1)平成14年度予定している主な事業

事業名	事業区分	公益・収益 区分	直営・委託 区分	金額(千円)	全体事業 費に占める 割合(%)	事業内容
生活衛生関係営業振興事業	補助事業	公益	直営	4,001		生衛業の振興と地域活性化の観点から、消費者サービスの向上及び需要の開拓と消費者の顧客満足度を高めるため生衛業に従事する者の技術的なレベルアップを図るため専門技術の向上研鑽を行なう
活性化事業	補助事業	公益	直営	1,788		生活衛生関係業者が地域福祉の増進に貢献するため、障害者や高齢者等に対して実施している先駆的なサービスの取組み状況を把握検討し、新たな経営基盤の安定化を構築する。
小企業等設備改善資金融資等指導事業	受託事業	公益	直営	1,389		生活衛生関係営業の健全な発展と衛生向上及び確保のため、小企業者等を金融面から補完し経営の改善を促進する。
相談室運営事業	補助事業	公益	直営	1,360		生活衛生関係営業の衛生水準の向上並びに経営の近代化、合理化を推進するための相談、指導業務を強化するため相談室運営の充実を図る。
生衛業情報化整備事業	補助事業	公益	直営	586		多様化する消費者ニーズに対応するため生衛業に関する各種情報の整備を図り経営相談、指導等に活用するとともに業務の効率化、迅速化を図る。
地区生衛業指導事業	補助事業	公益	直営	541		指導センター所在地以外の地区で相談室を開設し、地域の実情に応じた相談指導事業を実施し生活衛生関係営業の経営の健全化を促進し、その衛生水準の維持向上と組織強化を図る。
経営指導員指導事業	補助事業	公益	直営	532		生衛業の個々の体質改善を図り経営の近代化、合理化等を推進するため、生活衛生営業経営指導員による一層の経営の健全化と公衆衛生の発展向上を図る。
税務相談事業	補助事業	公益	直営	355		個人企業が大半を占める生活衛生関係営業において複雑な税制度について適切に対応するのは難しいため、税理士等の専門家を活用し生活衛生関係業者の税務事務の効率化と円滑化の促進を図る。
分野調整等指導事業	補助事業	公益	直営	287		生活衛生関係業者相互の事業活動を調整し適正な環境作りと生活衛生関係業界における大企業等の進出による紛争等の解決のため、分野調整全般について調査検討を行い生衛業の健全で秩序ある発展と公衆衛生の向上及び確保を図り消費者の利益の擁護を図る。
公益事業支出	10,839		千円	直営事業支出	千円	
収益事業支出			千円	委託事業支出	千円	
当期支出(+)	10,839		千円	当期支出(+)	0 千円	
/	100.0		%	/	#DIV/0! %	

## (2)平成14年度予定している主な事業に係る目標(指標)内容

事業名				目標値
生活衛生関係営業振興事業				生衛業の経営の健全化を通じた衛生水準の維持向上、需要の開拓等地域の活性化及び消費者サービスの向上を図る。
過去の実績 (単位)	平成11年度	平成12年度	平成13年度	設定理由等
		イベント1回 食と暮らしのフェア	11件(消費者対策事業7件、専門技術習得事業3件、後継者育成事業1件)	生衛業は生衛業特有の衛生の確保を重視しなければならず、その上で需要の開拓と振興を図り、経営の安定とサービスの提供により消費者の利益を擁護するとともに生衛業の振興を推進する。

事業名				目標値
活性化事業				生衛業が地域福祉の増進に貢献するため、高齢者や障害者に対して実施している先駆的サービスの取組み状況を把握し、時代に即応した店作りを図る。
過去の実績 (単位)	平成11年度	平成12年度	平成13年度	設定理由等
	ごみ減量化事業 (5業種72件)	消費者モニター事業 (192件)	経営基盤事業 (600件)	生衛業が地域福祉の増進に貢献するため、高齢者や障害者の視点に立ち創意工夫を凝らしている先駆的サービス等について評価し取組みの推進を図る。

事業名				目標値
小企業等設備改善資金融資等指導事業				生衛業の健全経営と衛生水準の維持向上と確保を図るため、小規模で資金力が乏しい生衛業者に低利な融資制度の利用を指導する。
過去の実績 (単位)	平成11年度	平成12年度	平成13年度	設定理由等
	134件	85件	83件	小規模零細な生衛業者に一般金融機関の融資が困難な面があるため金融面から補完し経営の改善を図る。

事業名				目標値
相談室運営事業				生衛業の衛生水準の維持向上、経営の合理化等を推進するため相談室の利用を啓蒙する。
過去の実績 (単位)	平成11年度	平成12年度	平成13年度	設定理由等
	53件	48件	56件	生衛業の衛生水準の維持向上、経営の合理化等を推進するため相談室事業の充実を図る。

事業名				目標値
生衛業情報化整備事業				生衛業に関する各種情報の整備を図り経営相談指導等の充実強化を図る。
過去の実績 (単位)	平成11年度	平成12年度	平成13年度	設定理由等
				業務に関する広報誌のほか、PHを開設し生衛業に関する情報提供等の効率化・迅速化を図る。

事業名				目標値
地区生衛業指導事業				センターから遠隔地の生衛業に対し経営の健全化、衛生水準の維持向上、融資、消費者対策等に関する相談指導等を図る。
過去の実績 (単位)	平成11年度	平成12年度	平成13年度	設定理由等
	21回	23回	22回	遠隔地の生衛業の利便を図り経営の健全化等を促す。

## (3)主な受託事業の再委託状況

(単位:千円)

受託事業名 (再委託先)	再委託の内容・理由	12年度再委託金額		13年度再委託金額	
		12年度再委託金額	13年度再委託金額	12年度受託事業費	13年度受託事業費
			/		/
合 計					

## (4)直営事業の比率

(単位:千円)

項 目	11年度	12年度	13年度
直営事業支出額	15,392	13,152	12,532
委託事業支出額			
当期支出額( + )	15,392	13,152	12,532
/	100.0%	100.0%	100.0%

直営事業とは、公社等が自ら実施している事業です。

## (5)公益事業と収益事業の比率

(単位:千円)

項 目	11年度	12年度	13年度
公益事業支出額	15,392	13,152	12,532
収益事業支出額			
当期支出額( + )	15,392	13,152	12,532
/	100.0%	100.0%	100.0%

## (6)実施事業の広報活動等

広報した事業等	実施時期	実施媒体	広報内容(概要)
地区生衛業指導事業	5月	関係団体等へ郵送による配布	地区相談室の開催日程
指導センター事業全般	4月	関係団体等へ郵送による配布	リーフレット

## (7)類似事業を行う業種又は事業者名

業種又は事業者名	類似している事業内容

その事業者が、県が出資等を行っている法人であるか否かに関わらず、記入してください。

### 3 組織体制等

(1) 役職員数 (14.7.1現在) (単位:人)

項目	12年度	13年度	14年度
常勤役員	県派遣職員		
	県職員OB	1	1
	プロバ-職員		
	小計	1	1
常勤職員	県派遣職員		
	県職員OB	1	1
	プロバ-職員	2	2
	小計	3	3
非常勤役員	県・市町村関係		
	民間からの役員		
	小計	0	0
非常勤職員	県職員OB		
	その他の職員		
	小計	0	0
臨時職員			
計(～)	4	4	4

(2) 職員の年代別構成 (14.7.1現在) (単位:人)

	50代以上	40代	30代	20代	10代	合計
プロバ-職員		2				2
県派遣職員						0
県職員OB	2					2
非常勤職員						0
臨時職員						0
計	2	2	0	0	0	4

(3) 職員の勤続年数別構成 (14.7.1現在) (単位:人)

	30年以上	20年以上	10年以上	5年以上	5年未満	合計
プロバ-職員			1	1		2
県派遣職員						0
県職員OB				2		2
非常勤職員						0
臨時職員						0
計	0	0	1	3	0	4

(4) 役職員の見直し内容

12年度	13年度	14年度

(5) 常勤職員の給与体系

(いずれかに をして下さい。)	給与体系の見直し予定
1 県の給与体系を準用	1 有 ( 年 月予定)
2 法人独自の給与体系	② 無
③ その他 (生活衛生営業指導費補助金で定める額 )	3 その他 ( )

給与体系の見直し予定がある場合、どの様に見直しする予定か記入してください。

--



(6)経営情報等の情報公開の状況 (複数回答可 いずれかに をして下さい。)

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人		定められている	定められていない
公開状況	公開内容	公開方法	
1 自ら積極的に公開している 2 情報開示請求等があれば公開している 3 その他( )	① 貸借対照表 ② 損益計算書、収支計算書等 (概要のみ可) ③ 事業内容、計画等 ④ その他 (寄附行為)	① 事務所等に備え付け 2 広報誌、新聞等、インターネット、公告 3 議会において説明等 4 その他( )	

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人に定められた法人は条例の主旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努める責務があります。また、公益法人は「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)」に基づき業務及び財務に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般閲覧に供することとなっています。

(7)内部統制(業務チェック体制等)の状況

日常業務に係るチェック体制について  
公印の取扱いについては公印取扱規定を定め、公印管理者を事務局長とし、適正な使用及び管理を徹底している。  
経理については経理規定を定め、金銭の出納には何い書兼伝票回覧により職員全員によるチェック体制をとっている。

内部統制とは、法人内のチェック・システムで間違い(誤謬・不正)を未然に発見できる仕組みをいう

(8)職員研修の実施状況

研修の名称	実施機関名	受講人数	最終実施年度

(9)人事交流の実施状況

人事交流等の実績	実施年度
へ 名派遣	
へ 名派遣	
へ 名派遣	
から 名受入	
から 名受入	
から 名受入	

## 4 マネジメント評価

### (1)経営理念・基本目標・中長期経営計画

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
経営者の経営理念・基本目標は役職員に周知されているか。				
経営者の経営理念・基本目標は事業内容に反映されているか。				
年度ごとの経営目標に経営者の経営理念・基本目標は反映されているか。				
中長期経営計画の策定を行っているか。(現在策定中を含む。)				
中長期経営計画に経営者の経営理念・基本目標は反映されているか。(現在策定中を含む。)				
中長期経営計画は実現可能なものとなっているか。(現在策定中を含む。)				
中長期経営計画は役職員に周知されているか。(現在策定中を含む。)				
中長期経営計画の進捗状況について、定期的な比較検証を行っているか。	-		-	
中長期経営計画の進捗状況は役職員に周知されているか。				
合計数	8	0	8	0
	はいの割合	100.0%	はいの割合	100.0%
	評価	A	評価	A

経営理念・基本目標・中長期経営計画に関する公社等のコメント	経営理念・基本目標・中長期経営計画に関する所管課のコメント
<p>生活衛生関係営業の安定と業界の発展を図るため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、当指導センター寄附行為に定める事業及び厚生労働大臣が定める各種要綱の規程を遵守し、県内の実情に合わせた事業を推進する。</p> <p>生活衛生営業は県民の日常生活に密着した営業として、県民生活の質の向上に重要な役割を果たしており、経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上、消費者、利用者の利益の擁護を図る重要な役割を担っている。</p> <p>生活衛生関係営業者の多くは小規模零細であり、経営の近代化等は遅れがちで、社会ニーズに的確に対応していくための情報収集力や分析力、企画力に乏しく、そのため経営の近代化、創意工夫と個性を活かした経営施策への転換、高齢者や障害者等が利用しやすい店舗整備、人材の確保・育成、等の課題に取り組む指導・相談、事業内容を広報誌、関係組合の協力及びHPを開設し事業の啓蒙を図り経営支援事業の展開を推進する。</p>	<p>指導センターでは生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、寄附行為に定める事業及び国が定める各種要綱等の規定を厳守し、年度ごとに事業計画を定め、事業を展開している。</p>

(2)事業内容等

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
設立目的と事業内容は合致しているか。				
県の施策と事業内容は整合しているか。				
事業内容は現在の社会情勢に合致しているか。				
事業内容は民間、他団体等の事業に類似・競合していないか。				
事業の目標値は数値を用いて設定しているか。				
事業の目標値は社会情勢、経営状況を勘案し実現可能か。				
事業の目標値と実績値の比較を行っているか。				
事業の目標値と実績値の差違の原因分析を行っているか。				
事業の目標値を達成するよう改善努力を行っているか。				
主要部分の全てを再委託している受託事業はないか。				
再委託の内容・理由は適切か。	-		-	
委託事業支出額が直営事業支出額を上回っていないか。	-		-	
公益事業支出額は当期支出額の2分の1以上か。				
広報活動を通して事業に対する県民ニーズの調査・把握を行っているか。				
広報活動を通して実施事業の県民満足度の調査・把握を行っているか。				
広報活動を通して得た県民ニーズ・満足度を、事業にフィードバックさせているか。				
類似事業を行う民間団体等の状況を把握しているか。				
合 計 数	15	0	15	0
	はいの割合	100.0%	はいの割合	100.0%
	評 価	A	評 価	A

事業内容等に関する公社等のコメント	事業内容等に関する所管課のコメント
<p>生活衛生関係営業は県民の日常生活に密着していること、経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上、消費者、利用者の利益の擁護を図るという重要な役割を担っていることから、各種事業の実施に当たっては関係団体等との連携を図って実施している。</p> <p>相談・指導事業については経営全般にわたり実施しているが、開業に要する資金の融資相談、許認可等の手続きに関するものに偏りがある。</p> <p>生衛業者の経営上の問題点、経営対策の実施状況、高齢者や障害者等への対応意識、取組みについてアンケート調査を行い実態把握するとともに、成功事例等を情報として関係団体へ提供している。</p> <p>消費者ニーズの多様化、高度化が進み、これに対し生衛業者は適切な対応が求められていることから、消費者モニターによるアンケートを実施し、その結果業者に求められているものは何であるか等を関係団体を通じて情報提供している。</p> <p>当指導センターの事業内容を広く県民に知らしめるため広報誌による広報、リーフレット作成配布を継続して広報活動を行う他、今後はHPを開設し情報提供に努める等広報体制の充実を図る。</p>	<p>指導センターでは、設立目的に基づき、生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じ、関係施設の衛生水準の向上を図り、利用者の利益の擁護を図るための事業を展開している。</p>

(3)組織体制等

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
役員構成の見直し(計画の策定含む。)を行っているか。 常勤役員を最小限としているか。よりふさわしい者を役員とするよう努めているか等				
役員数の見直し(計画の策定含む。)を行っているか。 役員数が過不足ないようにするよう努めているか等				
理事長等の常勤化を行っているか。				
プロパー職員の役員登用を行っているか。	-		-	
職員数の見直し(計画の策定含む。)を行っているか。	-		-	
プロパー職員の管理職登用を行っているか。	-		-	
組織(課・係の再編成や事務分掌の変更等)の見直しを行っているか。				
役員報酬は地域水準、同規模・同業他社と比較して適切なものとなっているか。	-		-	
職員給与は地域水準、同規模・同業他社と比較して適切なものとなっているか。	-		-	
経営情報等の情報公開を行っているか。				
役員報酬規程、職員給与規程は定められているか。				
服務規程、就業規則等は定められているか。				
財務規程、経理規程等は定められているか。				
決裁に関する規程は定められているか。				
各種規程は役職員に周知されているか。				
各種規程は遵守されているか。				
管理職を対象とした研修を行っているか。	-		-	
一般職員の能力を引き出すような研修を行っているか。	-		-	
他団体との人事交流を行っているか。				
合 計 数	11	1	11	1
	はいの割合	91.7%	はいの割合	91.7%
	評 価	A	評 価	A

組織体制等に関する公社等のコメント	組織体制等に関する所管課のコメント
指導センターの職員数及び、職員給与については国の医療関係者養成対策費等補助金要綱により規定されている。	経営指導員3名及び事務員1名の職員数については、医療関係者養成確保対策費等補助金交付要綱により定められている。

(4)事業遂行の効率性等

評 価 項 目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事務処理の問題点の定期的な把握や原因分析を行っているか。				
事務処理の問題点に対する定期的な改善を行っているか。				
管理費削減のために支出項目の分析を行っているか。				
管理費削減のために具体的な改善を行っているか。				
入札方式・契約の工夫等、委託・購入コストの低減に取り組んでいるか。				
効率的な業務遂行のための外部委託（調査・研究を含む。）を行っているか。				
取引相手先は固定化していないか。				
金融機関等に対する金利交渉を行っているか。	-		-	
資金運用、投資先の定期的な見直しを行っているか、	-		-	
保有資産の含み損益を把握しているか。				
債権の回収可能性を明確に把握しているか	-		-	
合 計 数	7	1	7	1
	はいの割合	87.5%	はいの割合	87.5%
	評 価	A	評 価	A

事業遂行の効率性等に関する公社等のコメント	事業遂行の効率性等に関する所管課のコメント
<p>人員は国の要綱により規定されている中で、OA機器を有効に活用する等、効率的な事務及び事業の展開を図り、事務の処理に問題点があった場合は逐次、原因の分析を行い、速やかに改善するよう図っている。</p>	<p>事務処理の問題点については、定期的な把握や原因分析を行い、逐次問題点の改善を行っている。また、管理費削減のために支出項目の分析を行い改善に努める等、業務の適正執行、効率化に努めている。</p>

(5) 提言への対応状況

評価項目	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
公社等経営委員会からの提言等について役職員に周知しているか。	-		-	
公社等経営委員会からの提言等について対応策の検討を行っているか。	-		-	
公社等経営委員会からの提言等について対応策を策定しているか。	-		-	
公社等経営委員会からの提言等について対応策を実施しているか。(一部実施含む。)	-		-	
合 計 数	0	0	0	0
	はいの割合	#DIV/0!	はいの割合	#DIV/0!
	評 価	-	評 価	-

提言への対応状況に関する公社等のコメント	提言への対応状況に関する所管課のコメント

(6) マネジメント総合

	公社等記入		所管課記入	
	はい	いいえ	はい	いいえ
	41	2	41	2
	はいの割合	95.3%	はいの割合	95.3%
	評 価	A	評 価	A

# 財務

## 1 財務の状況

二つ以上の会計部門を持っている法人は総括表により記載する。

### (1) 収支計算の概要

(単位:千円未満四捨五入)

収入の部		11年度	12年度	13年度
ア	基本財産運用収入	13	15	9
イ	入会金収入			
ウ	会費収入	275	275	250
エ	事業収入	270	333	443
オ	補助金等収入	34,179	30,355	29,600
カ	負担金収入			
キ	受託収入	3,500	4,100	4,100
ク	寄付金収入			
ケ	運用財産受取利息	5	5	1
コ	雑収入	50		
サ	基本財産収入			
シ	固定資産売却収入			
ス	敷金・保証金戻り収入			
セ	借入金収入			
ソ	特定預金取崩収入			
タ	他会計受入収入	4,550	1,650	1,650
チ	当期収入合計	42,842	36,733	36,053
ツ	前期繰越収支差額	2,523	859	988
テ	収入合計	45,365	37,592	37,041
支出の部				
ト	事業費	15,392	13,152	12,532
ナ	管理費	21,564	21,802	22,036
	ニ (うち人件費)	18,299	18,061	17,888
ヌ	固定資産取得支出			
ネ	敷金・保証金支出			
ノ	借入金返済支出			
ハ	特定預金支出	3,000		
ヒ	他会計繰入支出	4,550	1,650	1,650
フ	当期支出合計	44,506	36,604	36,218
ヘ	当期収支差額 チ - フ	1,664	129	165
ホ	次期繰越収支差額	859	988	823
注1 正味財産増減計算書より				
増加の部				
マ	退職給与引当金取崩額			
ミ	その他の引当金取崩額			
減少の部				
ム	固定資産除売却額			
メ	固定資産減価償却額	709	704	649
モ	退職給与引当金繰入額			
ム	その他の引当金繰入額			

**注1 減価償却方法**

(例 定額法による税法基準の償却率)

定額法による税法基準の償却率

**償却過不足額**

11年度

12年度

13年度

償却不足額の当該年度分は **メ** に加味する。**注2 退職給与引当金の引当方法**

退職金については中小企業退職金共済事業団の中小企業退職金共済制度に加入している。

(引当していない場合や引当不足がある場合は、支給対象社員の自己都合退職の期末要支給額を計算し、期末帳簿残高との差額を **モ** に入れる。)**注3 その他の引当金の種類と引当方法**

引当金の名称

引当方法

引当金の名称

引当方法

引当金の名称

引当方法

引当不足がある場合は、あるべき期末残高と期末帳簿残高との差額を **ラ** に加味する。



## (2)財政状態の概要

(単位:千円未満四捨五入)

項 目		11年度	12年度	13年度
a	流動資産	950	1,264	1,099
b	固定資産	11,836	11,132	10,483
c	(うち基本財産 / 基本金)	5,160	5,160	5,160
d	(うちその他の固定資産)	6,676	5,972	5,323
e	資産合計	12,786	12,396	11,582
f	流動負債	91	276	276
g	(うち借入金)			
h	固定負債			
l	(うち借入金)			
j	負債合計	91	276	276
k	正味財産	12,695	12,120	11,306
l	(うち当期増減額)	627	575	814

## (3)内部留保金額 年度末現在

(単位:千円未満四捨五入)

項 目	11年度	12年度	13年度
総資産額	12,695	12,119	11,306
(1)財団法人における基本財産	5,160	5,160	5,160
(2)公益事業を実施するために有している基金			
(3)法人の運営に不可欠な固定資産			
(4)将来の特定の支払に充てる引当資産等	3,000	3,000	3,000
(5)負債相当額			
m 内部留保金額	4,535	3,959	3,146

「内部留保」とは、総資産額から、次の事項等を控除したものとする。

## 財団法人における基本財産

公益事業を実施するために有している基金 (事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。)

法人の運営に不可欠な固定資産 :法人事務所、事業所、土地、設備機器等 (固定資産については、真に必要な水準に限られるべきであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。)

将来の特定の支払に充てる引当預金等 :退職給与引当金、減価償却引当預金等 (引当預金についても、法人の運営上将来必要な特定の支払に充てることが明瞭であり、かつその支払等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。従って、退職給与引当金の債務の額を超えて引き当てられた退職給与引当預金等は、これに該当しない。)

負債相当額 (将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当預金を有しているものは除く。)

## (4)補助金等の受入状況

(単位:千円未満四捨五入)

区 分	交 付 者	11年度	対全体収入比 (左の額/千)	12年度	対全体収入比 (左の額/千)	13年度	対全体収入比 (左の額/千)
	国 地方公共団体						
補助金収入 1	国	13,135	30.7%	13,077	35.6%	12,750	35.4%
	県	21,043	49.1%	17,077	46.5%	16,750	46.5%
	その他		0.0%	200	0.5%	100	0.3%
	小計	34,178	79.8%	30,354	82.6%	29,600	82.1%
受託料収入 2	国		0.0%		0.0%		0.0%
	県		0.0%		0.0%		0.0%
	その他	3,500	8.2%	4,100	11.2%	4,100	11.4%
	小計	3,500	8.2%	4,100	11.2%	4,100	11.4%
そ の 他 3	国		0.0%		0.0%		0.0%
	県		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	小計	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計		37,678	87.9%	34,454	93.8%	33,700	93.5%

## 1~ 3の具体的内容

## 補助金収入

青森県生活衛生指導助成費補助金(国、県1/2)

青森県生活衛生関係営業振興事業費補助金

## 受託料収入

(財)理容師美容師試験研修センター委託事務交付金

## 2 財務分析

### (1) 損益計算

収支計算書等を以下のように組み替えて、フロー式（公益法人会計基準第5の2の但し書き）の正味財産増減計算書を作り、損益の状況を発生原因別に明らかにする。

（単位：千円未満四捨五入）

フロー式正味財産増減計算書（損益計算書）		11年度	12年度	13年度
増加原因の部		計算式		
基本財産運用収入	ア	13	15	9
入会金収入	イ	0	0	0
会費収入	ウ	275	275	250
事業収入	エ	270	333	443
補助金等収入	オ	34,179	30,355	29,600
負担金収入	カ	0	0	0
受託収入	キ	3,500	4,100	4,100
寄付金収入	ク	0	0	0
運用財産受取利息	ケ	5	5	1
雑収入	コ	50	0	0
基本財産収入	サ	0	0	0
固定資産売却益（損）	シ - ム	0	0	0
退職給与引当金取崩額	マ	0	0	0
その他の引当金取崩額	ミ	0	0	0
小計	リ	38,292	35,083	34,403
減少原因の部		計算式		
事業費	ト	15,392	13,152	12,532
管理費	ナ	21,564	21,802	22,036
固定資産減価償却費	メ	709	704	649
退職給与引当金繰入額	モ	0	0	0
その他の引当金繰入額	ラ	0	0	0
小計	ル	37,665	35,658	35,217
当期正味財産増減額（当期利益・損失額）	レ	627	575	814

### (2) 独立採算過不足額計算

損益計算の結果を受けて、法人運営費用に対する独立採算の過不足額を計算する。

（単位：千円未満四捨五入）

独立採算過不足額計算書		11年度	12年度	13年度
計算式				
当期正味財産増減額（当期利益・損失額）	レ	627	575	814
補助金等収入	オ	34,179	30,355	29,600
独立採算過不足額（ ）	ロ	33,552	30,930	30,414

次の計算式で、独立採算度を計算する。

（単位：%小数点1桁）

独立採算度の計算		11年度	12年度	13年度
独立採算過不足割合 = ロ 独立採算過不足額 / ト事業費 + ナ管理費		90.8	88.5	88.0

## (3)その他の財務分析比率表

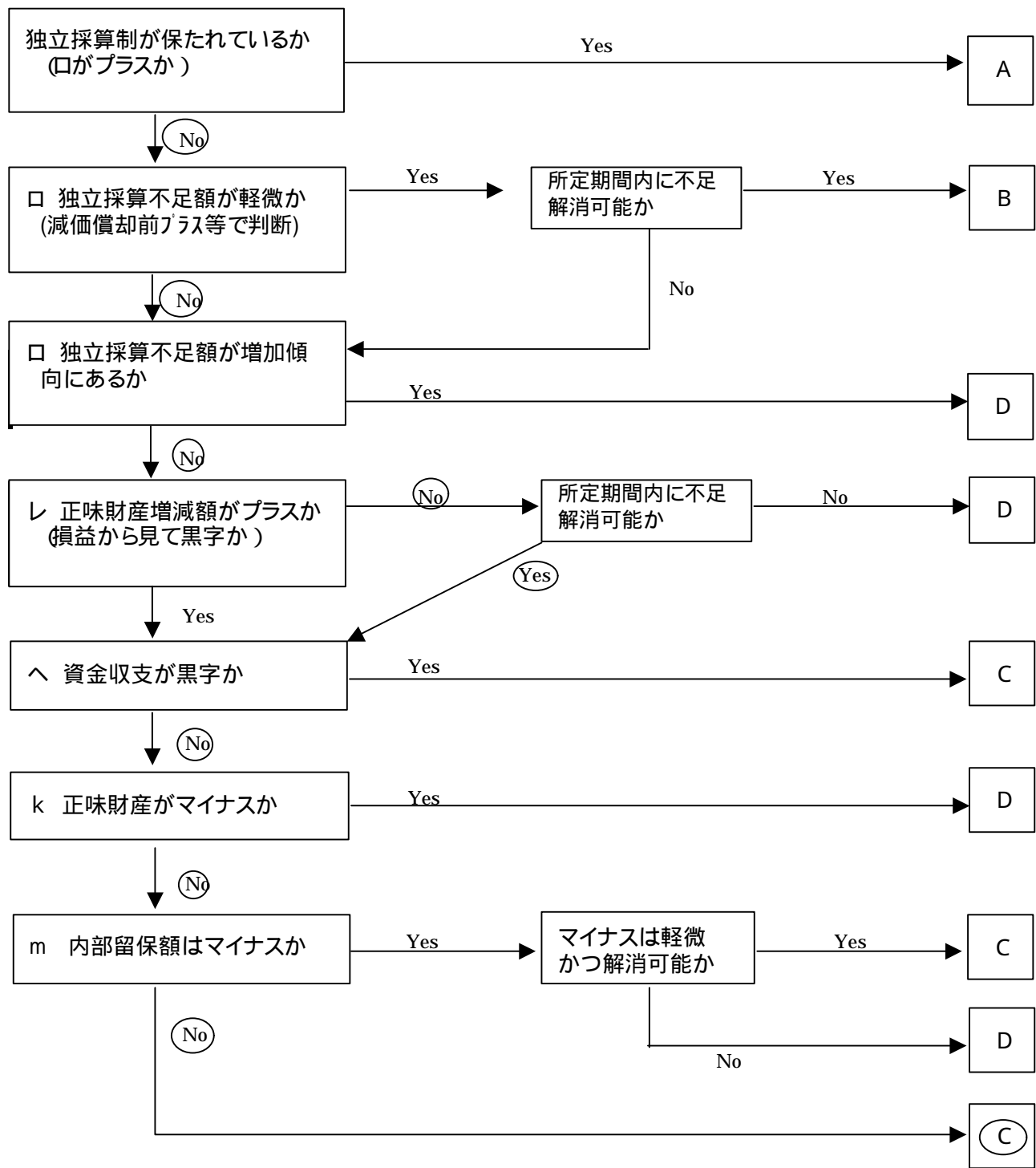
(単位 :% 小数点 1桁)

比率の名称	算式	11年度	12年度	13年度	傾 向 (13年度/12年度)
<b>健全性</b>					
内部留保率	m 内部留保金額 / ㊦ 当期収入合計	10.6	10.8	8.7	
管理費比率	ナ 管理費 / フ 当期支出合計	48.5	59.6	60.8	
人件費比率	ニ 管理費 (うち人件費) / ナ 管理費	84.9	82.8	81.2	
<b>採算性</b>					
正味財産対収支差額比率	ハ 当期収支差額 / k 正味財産	13.1	1.1	1.5	
総資産対収支差額比率	ハ 当期収支差額 / e 資産合計	13.0	1.0	1.4	
総収入対収支差額比率	ハ 当期収支差額 / ㊦ 当期収入合計	3.9	0.4	0.5	
総資産回転率	㊦ 当期収入合計 / e 資産合計 (単位 :回)	3.4	3.0	3.1	
1人当たり年間収入	㊦ 当期収入合計 / 総職員 (単位 :千円)	11,341	9,183	9,013	
<b>安全性</b>					
流動比率	a 流動資産 / f 流動負債	1,044.0	458.0	398.2	
総資産対正味財産比率	k 正味財産 / e 資産合計	99.3	97.8	97.6	
借入金依存度	借入金等残高 / e 資産合計	0.0	0.0	0.0	
		上昇数	2	評 価	-
		横ばい数	1		
		下降数	8		

### 3 財務評価

(1) 評価のフローチャート(下記の該当するYes、No及びA～Dを丸で囲むこと)

< 独立採算過不足額計算書他からみて >



- A: 良好な経営状態  
 B: 経営努力を行いつつ事業は継続  
 C: 事業内容の見直し等による経営改善が必要  
 D: 深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは事業の存廃をも含めた検討が必要

(2)財務分析に関する自己評価

公社等の業種や性格、公共性、また設備投資の多寡、経営の責めに帰すべき理由なども考慮し、(1)のフローチャートによる評価を変更する場合にはその理由(県の施策等と実施事業の関連性、類似事業を行う法人等の状況等の考慮)を具体的に記入し、自己評価をする。

自己評価	公社等コメント(評価の変更理由等)	所管課評価	所管課コメント(評価の変更理由等)
A		A	
	<p>当指導センターは生活衛生関係営業の経営の健全化等を目的とした公益性の高い指導機関であり、収入の殆どを占める補助金を収益としている。このことから独立採算過不足額はマイナスとなっているものである。今後も経営努力を行い事業を実施する。</p>		<p>(設立の経緯)                      当該センターは生活衛生運営の適正化及び振興に関する法律に基づき知事が指定したものであり、全国47都道府県において設立され指定を受けている。                      (事業の運営方法)                      センターの事業については、設立当初から国及び県の補助金により実施されており、その後、標準営業約款事業や試験研修センター事務委託等事業収入など委託費収入が見込める事業も実施するようになったが、主な事業は現在においても補助金により実施されている。                      (補助金の概要)                      県はセンターの実施している下記の2つの事業に対して経費の補助を行っている。生活衛生指導助成事業については係る経費の2分の1づつを県と国で補助している。生活衛生関係営業振興事業については国が生活衛生営業の振興事業の財源を地方交付税措置したものを県が単独で補助している。                      (県の補助が必要な理由)                      公衆衛生の見地から、県民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護に資し、県民生活の安定に寄与することを目的とするために、センターの適切な経営相談指導事業の充実等について、県がセンターに補助する必要がある。                      (結論)                      以上のことから、センターが事業を実施するにあたり、県からの補助金は必要不可欠であり、今後も引き続き補助していく必要がある。支出中の人件費の割合が大きいため、財務分析表における管理比率や人件費率が高率となっているが、職員を配置することが、補助要綱で定める事業(経営指導員設置事業、相談室設置事業)となっている。</p>

# 公社等経営評価総括表

公社等の名称：(財)青森県生活衛生営業指導センター

## 1 マネジメント評価

項 目		公社等自己評価	所管課評価
(1)	経営理念 基本目標、中長期経営計画	A	A
(2)	事業内容等	A	A
(3)	組織体制等	A	A
(4)	事業遂行の効率性等	A	A
(5)	提言等への対応状況	-	-

## 2 財務評価

項 目		公社等自己評価	所管課評価
(1)	フローチャートによる評価	C	
(2)	財務分析比率による傾向	-	
(3)	財務分析に関する自己評価	A	A

## 3 総 合

(1)公社等自己評価		(2)所管課評価	
マネジメント評価	財務評価	マネジメント評価	財務評価
A	A -	A	A -

## 4 公社等経営評価委員会のコメント

<p>当委員会は本法人と所管課からのマネジメント評価並びに財務評価には同意できない。  その理由として、本法人が自主独立して事業活動を遂行していくための費用を賄う収入に占める会費収入の割合を増やすべき方策や数値目標への取り組みが希薄であることを指摘することができる。すなわち、本法人は生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の健全経営への指導を通して、生活衛生の維持向上と消費者、利用者の利益擁護を図るという大きな役割を担う機関であるがゆえに、会員構成員である各生衛業者が健全経営で秩序ある発展をし、かつ、本県の生活衛生がさらに向上するように、生衛法に基づいた事業を遂行してだけでなく、本法人の役割と位置づけを会員である組合と会員構成員である各生衛業者のみならず一般の消費者や利用者にも啓蒙していくことが、生活衛生に関する問題が世の中に取り込まれている今日、特に求められているからである。  したがって、このような啓蒙の努力が会員である組合に対しての会費の増額はもちろん、新たな会員を募ることも可能とし、補助金が漸減されても本法人の事業活動を円滑に遂行していく自主財源を可能にする。</p>
--